

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月19日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第70号

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第5条第5項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年12月20日から施行する。

(都市計画局建築指導部審査課)